

# 社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

— 2023年 さつき号 —



～事務所宣言～ 私たちは男女が  
ともに安心して子育てをし、仕事に  
打ち込める社会を目指します

T101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail [k@iemura.jp](mailto:k@iemura.jp) URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

## 令和5年度の労働保険年度更新

労働保険料の申告期間は6月1日～7月10日です。昨年度の雇用保険料率が年度途中で変わったことに伴い、**令和4年度確定保険料の算定方法が例年と変わります**。事業所様あてに届く「申告書の書き方」の冊子にも説明がありますが、今年度の注意点は以下のとおりです。

- ① 「確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」を**前期・後期別に集計（賞与も前期・後期別に集計）**し、集計表の下の「令和4年度確定保険料算定内訳」欄で、**前期・後期別の保険料額を算出**します。
- ② 年度更新申告書の下段②「期間別確定保険料算定内訳」に①で算定した額を転記し、合計額を申告書中段の確定保険料算定内訳に転記します。
- ③ 労災・雇用保険料算定基礎額が同額（**労働者が全員雇用保険被保険者**）の場合、年度更新申告書の「確定保険料算定内訳」の欄は、**例年と異なり**、労災保険分欄と雇用保険分欄に各々転記してください。

## 算定基礎届について

令和5年度の算定基礎届の提出期限は**7月10日(月)**です。今年は日本年金機構による、会場を設けての事務講習会の開催も予定されています。詳しくは下記をご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/jimukoshukai.htm>

## 令和5年度の年金額

今年度の老齢基礎年金の満額は、昭和31年4月1日以前生まれの人（**既裁定者**）が**年額792,600円**、昭和31年4月2日以降生まれの人（**新規裁定者**）は**年額795,000円**となり、**初めて既裁定者と新規裁定者の年金額が異なる**形となりました。これは、平成12年の年金制度改正以降初めて、名目手取り賃金の伸び率が物価の伸び率を上回ったため、既裁定者には物価の伸び率に応

じた改定、新規裁定者には手取り賃金の伸び率に応じた改定が行われたためです。

なお、今年度の**国民年金保険料月額**は**16,520円**です。

## 在職老齢年金の支給停止調整額

在職老齢年金は、60歳以降、厚生年金の被保険者として働きながら受け取る老齢厚生年金のことです。

老齢厚生年金は、賃金（賞与込み月収）と年金の合計額が、支給停止調整額を上回る場合に、年金（報酬比例部分）の一部または全部が支給停止されます。**支給停止調整額（月額）**は、名目手取り賃金の変動に応じて改定され、昨年度は47万円だったところ、**令和5年度は48万円**となりました。

## 老齢年金の繰下げみなし増額制度

令和5年4月から、老齢年金の特例的な**繰下げみなし増額制度**が導入されました。これは、昨年4月に老齢年金の繰下げ（受給開始を遅らせて、その分増額した年金を受給する制度）の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられたことに伴う制度導入です。

内容はわかりにくいのですが、年金の繰下げを希望していた人が、70歳到達後に過去の年金をまとめて受け取ることにした場合に、年金請求の**5年前の日に繰下げ申出をしたものとみなします**。

請求から5年以前の年金は時効で消滅するところ、65歳以降、請求5年前の日までの期間は繰下げをしていたものとみなして、その分増額された額の5年分の年金を受け取れるようになります。

[https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2023/r5\\_kurisage\\_kaisei.html](https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2023/r5_kurisage_kaisei.html)

